



山形県公報

平成20年6月27日(金)
第1954号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                  |              |     |
|----------------------------------|--------------|-----|
| 住民基本台帳法の施行に関する規則等の一部を改正する規則..... | (市町村支援課) ... | 908 |
| 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....      | (児童家庭課) ...  | 911 |
| 山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則..... | ( 同 ) ...    | 914 |
| 山形県犯罪被害者等生活資金貸付規則の一部を改正する規則..... | (公安委員会) ...  | 915 |

### 告 示

|                                    |                   |     |
|------------------------------------|-------------------|-----|
| 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... | (児童家庭課) ...       | 同   |
| 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... | (経営安定対策課) ...     | 同   |
| 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... | ( 同 ) ...         | 916 |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                | (村山総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                | ( 同 ) ...         | 917 |
| 県営土地改良事業計画の決定.....                 | ( 同 ) ...         | 同   |
| 同.....                             | (置賜総合支庁農村計画課) ... | 918 |
| 国有保安林の指定施業要件の変更の予定.....            | (森 林 課) ...       | 同   |
| 民有保安林の指定施業要件の変更の予定.....            | ( 同 ) ...         | 922 |
| 広告景観モデル地区の指定.....                  | (管 理 課) ...       | 925 |
| 山形県総合運動公園の利用料金.....                | (村山総合支庁建設総務課) ... | 926 |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 政治団体の設立.....       | 927 |
| 政治団体の届出事項の異動.....  | 同   |
| 政治団体の収支報告書の要旨..... | 928 |
| 同.....             | 930 |
| 政治団体の解散.....       | 932 |
| 政治団体の収支報告書の要旨..... | 同   |
| 同.....             | 934 |
| 資金管理団体の指定の取消.....  | 937 |

### 監査委員関係

#### 告 示

|                     |   |
|---------------------|---|
| 包括外部監査事務を補助する者..... | 同 |
|---------------------|---|

### 公 告

|                           |                   |     |
|---------------------------|-------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (置賜総合支庁地域支援課) ... | 同   |
| 一般競争入札の公告.....            | (病院事業局) ...       | 938 |
| 監査の結果に基づき講じた措置の公表.....    | (監査委員) ...        | 939 |
| 一般競争入札の公告.....            | (公安委員会) ...       | 同   |

## 規 則

住民基本台帳法の施行に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第73号

住民基本台帳法の施行に関する規則等の一部を改正する規則

(住民基本台帳法の施行に関する規則の一部改正)

第1条 住民基本台帳法の施行に関する規則(平成14年8月県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の施行」を「及び住民基本台帳法施行条例(平成14年7月県条例第44号。以下「条例」という。)の施行」に改める。

第3条第3項中「第2条第2項」を「前条第2項」に改める。

第5条の次に次の3条を加える。

(本人確認情報の提供方法)

第6条 条例第4条に規定する本人確認情報の提供は、電子計算機(入出力装置を含む。)の操作によるものとし、その送信又は送付の方法については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)によるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第7条 条例別表第1第1項の規則で定める事務は、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による県税に係る犯則事件の調査に関する犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

2 条例別表第1第2項の規則で定める事務は、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条(同法第32条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による貸付けを受けた者若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

3 条例別表第1第3項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項若しくは第2項又は第43条第1項の規定による許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(2) 都市計画法第45条の規定による承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

4 条例別表第1第4項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第46条第1項又は第61条第4項の規定による住所等の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

(2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第7条第11項若しくは第12項、第15条第6項又は第42条第5項の規定による住所等の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

5 条例別表第1第5項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 県吏員の恩給等に関する条例(昭和27年3月県条例第1号)の規定による恩給の支給(以下この項において「支給」という。)の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

(2) 支給を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

(3) 支給を受ける権利を有する者又は支給の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

6 条例別表第1第6項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の規定による県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

イ 納税者、特別徴収義務者、納税義務者又はこれらの第二次納税義務者、保証人その他の納税義務者と認められる者(以下この項において「納税者等」という。)

ロ 納税者等の相続人

ハ 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

ニ 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

- ホ 納税者等が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- ヘ 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある第三者
- ト イからへまでに掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の質問検査権により調査の必要があると認められる者
- (2) 次に掲げる申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答
- イ 不動産取得税の納税義務の発生の申告
- ロ 既存の住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例の適用があるべき旨の申告
- ハ 既存の住宅用土地に係る不動産取得税の減額の適用があるべき旨の申告
- 7 条例別表第1第7項の規則で定める事務は、山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年10月県条例第56号）第2条の規定による貸付けを受けた者若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 8 条例別表第1第8項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第21条第1項又は第3項の規定による登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 山形県屋外広告物条例第21条の5第1項の規定による登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 9 条例別表第1第9項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年7月県条例第25号）第2条第1項の規定による登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第2項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 10 条例別表第1第10項の規則で定める事務は、山形県産業廃棄物税条例（平成18年3月県条例第16号）の規定による産業廃棄物税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- (1) 納税者、特別徴収義務者、納税義務者又はこれらの第二次納税義務者、保証人その他の納税義務者と認められる者（以下この項において「納税者等」という。）
- (2) 納税者等の相続人
- (3) 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者
- (4) 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者
- (5) 納税者等が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- (6) 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある第三者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の質問検査権により調査の必要があると認められる者
- （条例別表第2の規則で定める事務）
- 第8条 条例別表第2教育委員会の項第1項の規則で定める事務は、山形県立高等学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）第2条に規定する授業料及び受講料の徴収に関する県立高等学校に在学中の生徒若しくは在学していた生徒又はこれらの法定代理人若しくは相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 2 条例別表第2教育委員会の項第2項の規則で定める事務は、山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和49年12月県条例第67号）第2条の規定による貸与を受けた者若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 3 条例別表第2教育委員会の項第3項の規則で定める事務は、山形県高等学校奨学金貸与条例（平成15年3月県条例第30号）第1条に規定する奨学金の貸与を受けた者若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 4 条例別表第2監査委員の項の規則で定める事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

## （山形県県税規則の一部改正）

第2条 山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記第103号様式の注書第4項第2号中「取得者の住民票の写し又は」を削り、「書類」を「書類（住宅の取得者が当該住宅の所在地に住所を有する場合は、不要です。）」に改め、同注書第5項第2号中「申告者の住民票の写し又は」を削り、「書類」を「書類（申告者が当該住宅の所在地に住所を有する場合は、不要です。）」に改める。

別記第106号の2様式の注書第2号中「取得者の住民票の写し又は」を削り、「書類」を「書類（住宅の取得者が当該住宅の所在地に住所を有する場合は、不要です。）」に改める。

別記第107号様式の注書第2項第2号及び別記第107号の2様式の注書第2項第2号中「申告者の住民票の写し又は」を削り、「書類」を「書類（申告者が当該住宅の所在地に住所を有する場合は、不要です。）」に改める。

別記第163号の4様式の注書第2項中「並びに売買契約締結時における買主の住民票抄本又は戸籍の附票証明書」を削る。

## （山形県証紙条例施行規則の一部改正）

第3条 山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第9号中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

## （山形県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第4条 山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

2 第14条第4項の規定は、前項の規定による書類の提出について準用する。

第14条に次の1項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項の規定により次に掲げる者に係る本人確認情報を利用することができる場合は、住民票の抄本を添付することを要しない。

(1) 登録申請者が個人である場合にあっては、当該申請者（当該申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該申請者及びその法定代理人）

(2) 業務主任者

## （山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部改正）

第5条 山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則（昭和54年8月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別記様式第11号の注書第2項中「添付すること」を「添付すること。ただし、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により届出者（個人に限る。）に係る本人確認情報を利用することができる場合は、この限りでない」に改める。

## （山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部改正）

第6条 山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（昭和59年4月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項の規定により第1項第2号に規定する申請者及び工事施行者に係る本人確認情報を利用することができる場合は、住民票の写しを添付することを要しない。

第4条に次の1項を加える。

3 第2条第6項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

第12条の2第1項第1号及び第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第14条に次の1項を加える。

2 第2条第6項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

## （山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年10月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項の規定により申請者（個人に限る。）に係る本人確認情報を利用することができる場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付することを要しない。

第5条に次の1項を加える。

2 第3条第3項の規定は、前項の規定による書類の添付について準用する。

附則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月27日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第74号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 山形県児童福祉法施行細則(昭和42年3月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中 「生活保護世帯」 を 「生活保護世帯及び支援給付受給世帯」 に改め、同

表の備考第1項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 支援給付受給世帯 本人及びその扶養義務者のうち1人以上が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する支援給付を受けている特定中国残留邦人等である世帯をいう。

別表第2中 「生活保護世帯」 を 「生活保護世帯及び支援給付受給世帯」 に改め、同

表の備考第1項第7号中「及び第2項、第41条の2並びに」を「から第3項まで、第41条の2及び」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 支援給付受給世帯 本人及びその扶養義務者のうち1人以上が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている特定中国残留邦人等である世帯をいう。

別表第2の備考に次の1項を加える。

10 法第23条の規定により母子生活支援施設に入所し、又は法第27条第1項の規定により里親に委託されている児童が、同時に同項の規定により情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合は、当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設への通所に係る徴収金の額は、次に掲げる算式により日割りで計算するものとする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

算式

(徴収金等の額(月額)の欄に掲げる額÷その月の開所日数)×その月の通所した日数

(注) 開所日数とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除いた日数をいう。

別表第3及び別表第4中「被保護者」を「被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている特定中国残留邦人等」に改める。

別記様式第3号及び別記様式第4号中

「生活保護の状況 適用有(保護開始 年 月 日)・適用無」を  
「生活保護等の状況 適用有(適用開始 年 月 日)・適用無」に改める。

第2条 山形県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

|         |                              |   |                              |                         |
|---------|------------------------------|---|------------------------------|-------------------------|
| 別表第 1 中 | 4,800円以下                     | を | 2,400円以下                     | に改め、同表の備考第 1 項第 3 号中「及び |
|         | 4,801円以上<br>9,600円以下         |   | 2,401円以上<br>4,800円以下         |                         |
|         | 9,601円以上<br>16,800円以下        |   | 4,801円以上<br>8,400円以下         |                         |
|         | 16,801円以上<br>24,000円以下       |   | 8,401円以上<br>12,000円以下        |                         |
|         | 24,001円以上<br>32,400円以下       |   | 12,001円以上<br>16,200円以下       |                         |
|         | 32,401円以上<br>42,000円以下       |   | 16,201円以上<br>21,000円以下       |                         |
|         | 42,001円以上<br>92,400円以下       |   | 21,001円以上<br>46,200円以下       |                         |
|         | 92,401円以上<br>120,000円以下      |   | 46,201円以上<br>60,000円以下       |                         |
|         | 120,001円以上<br>156,000円以下     |   | 60,001円以上<br>78,000円以下       |                         |
|         | 156,001円以上<br>198,000円以下     |   | 78,001円以上<br>100,500円以下      |                         |
|         | 198,001円以上<br>287,500円以下     |   | 100,501円以上<br>190,000円以下     |                         |
|         | 287,501円以上<br>397,000円以下     |   | 190,001円以上<br>299,500円以下     |                         |
|         | 397,001円以上<br>929,400円以下     |   | 299,501円以上<br>831,900円以下     |                         |
|         | 929,401円以上<br>1,500,000円以下   |   | 831,901円以上<br>1,467,000円以下   |                         |
|         | 1,500,001円以上<br>1,650,000円以下 |   | 1,467,001円以上<br>1,632,000円以下 |                         |
|         | 1,650,001円以上<br>2,260,000円以下 |   | 1,632,001円以上<br>2,302,900円以下 |                         |
|         | 2,260,001円以上<br>3,000,000円以下 |   | 2,302,901円以上<br>3,117,000円以下 |                         |
|         | 3,000,001円以上<br>3,960,000円以下 |   | 3,117,001円以上<br>4,173,000円以下 |                         |
|         | 3,960,001円以上                 |   | 4,173,001円以上                 |                         |

同法附則第 5 条第 3 項」を「、同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項」に改め、同項第 8 号中「、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第 8 号）」を削り、「及び第 2 項」を「から第 3 項まで」に、「並びに第41条の19の 2 第 1 項」を「、第41条の19の 2 第 1 項及び第41条の19の 3 第 1 項」に改める。

別表第2中

|                              |
|------------------------------|
| 30,000円以下                    |
| 30,001円以上<br>80,000円以下       |
| 80,001円以上<br>140,000円以下      |
| 140,001円以上<br>280,000円以下     |
| 280,001円以上<br>500,000円以下     |
| 500,001円以上<br>800,000円以下     |
| 800,001円以上<br>1,160,000円以下   |
| 1,160,001円以上<br>1,650,000円以下 |
| 1,650,001円以上<br>2,260,000円以下 |
| 2,260,001円以上<br>3,000,000円以下 |
| 3,000,001円以上<br>3,960,000円以下 |
| 3,960,001円以上<br>5,030,000円以下 |
| 5,030,001円以上<br>6,270,000円以下 |
| 6,270,001円以上                 |

を

|                              |
|------------------------------|
| 15,000円以下                    |
| 15,001円以上<br>40,000円以下       |
| 40,001円以上<br>70,000円以下       |
| 70,001円以上<br>183,000円以下      |
| 183,001円以上<br>403,000円以下     |
| 403,001円以上<br>703,000円以下     |
| 703,001円以上<br>1,078,000円以下   |
| 1,078,001円以上<br>1,632,000円以下 |
| 1,632,001円以上<br>2,303,000円以下 |
| 2,303,001円以上<br>3,117,000円以下 |
| 3,117,001円以上<br>4,173,000円以下 |
| 4,173,001円以上<br>5,334,000円以下 |
| 5,334,001円以上<br>6,674,000円以下 |
| 6,674,001円以上                 |

に改め、同表の備考第1項第8号中「、所

得税法等の一部を改正する等の法律第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を削り、「及び第41条の19の2第1項」を「、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」に改め、同備考第2項第3号中「16,800円」を「8,400円」に改める。

別表第4中

|                            |
|----------------------------|
| 所得税額が10,000円以下の者           |
| 所得税額が10,001円以上30,000円以下の者  |
| 所得税額が30,001円以上80,000円以下の者  |
| 所得税額が80,001円以上140,000円以下の者 |
| 所得税額が140,001円以上の者          |

を

|                           |
|---------------------------|
| 所得税額が5,000円以下の者           |
| 所得税額が5,001円以上15,000円以下の者  |
| 所得税額が15,001円以上40,000円以下の者 |
| 所得税額が40,001円以上70,000円以下の者 |
| 所得税額が70,001円以上の者          |

に

改め、同表の備考第1項第3号中「、所得税法等の一部を改正する等の法律第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を削り、「及び第2項」を「から第3項まで」に、「並びに第41条の19の2第1項」を「、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後の山形県児童福祉法施行細則の規定は、同年4月1日から適用する。

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第75号

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県母子保健法の施行に関する規則（昭和63年1月県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中 「生活保護世帯」 を 「生活保護世帯及び支援給付受給世帯」 に、

|                          |
|--------------------------|
| 30,000円以下                |
| 30,001円以上80,000円以下       |
| 80,001円以上140,000円以下      |
| 140,001円以上280,000円以下     |
| 280,001円以上500,000円以下     |
| 500,001円以上800,000円以下     |
| 800,001円以上1,160,000円以下   |
| 1,160,001円以上1,650,000円以下 |
| 1,650,001円以上2,260,000円以下 |
| 2,260,001円以上3,000,000円以下 |
| 3,000,001円以上3,960,000円以下 |
| 3,960,001円以上5,030,000円以下 |
| 5,030,001円以上6,270,000円以下 |
| 6,270,001円以上             |

|                          |
|--------------------------|
| 15,000円以下                |
| 15,001円以上40,000円以下       |
| 40,001円以上70,000円以下       |
| 70,001円以上183,000円以下      |
| 183,001円以上403,000円以下     |
| 403,001円以上703,000円以下     |
| 703,001円以上1,078,000円以下   |
| 1,078,001円以上1,632,000円以下 |
| 1,632,001円以上2,303,000円以下 |
| 2,303,001円以上3,117,000円以下 |
| 3,117,001円以上4,173,000円以下 |
| 4,173,001円以上5,334,000円以下 |
| 5,334,001円以上6,674,000円以下 |
| 6,674,001円以上             |

を

に改め、同表の備考第1項

中第8号を第9号とし、同項第7号中「並びに租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」を「、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号中「及び同法附則第5条第3項」を「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 支援給付受給世帯 被措置未熟児及びその扶養義務者のうち1人以上が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付を受けている特定中国残留邦人等である世帯をいう。

附 則

1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、別表の改正規定

「生活保護世帯」を「生活保護世帯及び支援給付受給世帯」に改める部分

に限る。）及び同表の備考第1項の改正規定（同項第1号の次に1号を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の別表の規定は、平成20年4月1日から適用する。

山形県犯罪被害者等生活資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第76号

山形県犯罪被害者等生活資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県犯罪被害者等生活資金貸付規則（平成20年3月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改める。

第3条第1項中「被害者の」を「犯罪被害者の」に改め、同項第2号イ中「被害者」を「犯罪被害者」に改める。

第6条第1項の表遺族の項中「被害者」を「犯罪被害者」に改め、同表中「被害者」を「犯罪被害者」に改める。

に、「被害者負担額」を「犯罪被害者負担額」に改める。

別記様式第1号中「被害者 被害者」との（ ）を「犯罪被害者 犯罪被害者」との（ ）に改める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

告 示

山形県告示第606号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.90パーセント」を「年1.00パーセント」に改める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年6月11日から適用する。

2 平成20年6月11日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第607号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.50%」を「年0.45%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年6月18日から適用する。
- 2 平成20年6月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第608号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.50パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年6月18日から適用する。
- 2 平成20年6月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小原土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所          |
|----------|-----------|--------------|
| 理 事      | 矢 萩 義 信   | 天童市大字川原子1437 |
| 同        | 森 谷 仙 一 郎 | 同 1640       |
| 同        | 阿 部 誠     | 同 2128       |
| 同        | 仲 野 富 男   | 同 1300       |
| 同        | 矢 萩 利 憲   | 同 1306       |
| 同        | 矢 萩 和 広   | 同 1584       |
| 同        | 矢 萩 清     | 同 1319       |
| 同        | 矢 萩 啓 三   | 同 1321       |
| 同        | 矢 萩 勝 雄   | 同 1728       |
| 同        | 矢 萩 馨     | 同 1400       |
| 同        | 阿 部 国 人   | 同 1415       |

|     |         |   |          |
|-----|---------|---|----------|
| 同   | 阿 部 正 弘 | 同 | 1488     |
| 監 事 | 仲 野 照 男 | 同 | 1296     |
| 同   | 森 谷 正 秀 | 同 | 1291     |
| 同   | 矢 萩 吉 美 | 同 | 1452 - 1 |

山形県告示第610号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、小原土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成20年 6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所          |
|----------|-----------|--------------|
| 理 事      | 矢 萩 義 信   | 天童市大字川原子1437 |
| 同        | 森 谷 仙 一 郎 | 同 1640       |
| 同        | 仲 野 照 男   | 同 1296       |
| 同        | 仲 野 富 男   | 同 1300       |
| 同        | 矢 萩 利 憲   | 同 1306       |
| 同        | 矢 萩 和 広   | 同 1584       |
| 同        | 矢 萩 清     | 同 1319       |
| 同        | 矢 萩 啓 三   | 同 1321       |
| 同        | 矢 萩 勝 雄   | 同 1728       |
| 同        | 矢 萩 馨     | 同 1400       |
| 同        | 阿 部 正 弘   | 同 1488       |
| 監 事      | 矢 萩 吉 美   | 同 1452 - 1   |
| 同        | 森 谷 正 秀   | 同 1291       |

山形県告示第611号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営袖崎地区土地改良(県営基幹水利施設ストックマネジメント事業)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営袖崎地区土地改良事業計画書（県営基幹水利施設ストックマネジメント事業）の写し
- 2 縦覧に供する場所  
村山市役所及び大石田町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成20年7月9日から同年8月7日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第612号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営玉川中里地区土地改良事業計画（中山間地域総合農地防災事業）を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営玉川中里地区土地改良事業計画書（中山間地域総合農地防災事業）の写し
- 2 縦覧に供する場所  
小国町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成20年6月30日から同年7月29日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第613号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡最上町大字黒沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市小名部（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
小名部（次の図に示す部分に限る。）
      - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市黒川字研沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字研沢（次の図に示す部分に限る。）
      - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市川代字東増川山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
飽海郡遊佐町比子、菅里字十里塚、吹浦字西ノ浜（以上国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
酒田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
酒田市新町字光ヶ丘（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
酒田市新町字光ヶ丘（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市関根字川内沢、中山字里山（以上国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市関根字川内沢、中山字里山（以上国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市大机字東大榎（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市大机字東大榎（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
酒田市草津、升田（以上国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
升田（次の図に示す部分に限る。）
      - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
升田（次の図に示す部分に限る。）
      - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第614号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町大字大沢字大向山4339 - 5
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町大字大沢字一ノ渡4680 - 7
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は、択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町大字大沢字大向山4339 - 5、4340 - 1、4342 - 1、4342 - 2、4356 - 3、4356 - 4、4369 - 1、4369 - 2、4373、4374、4375 - 1、4379 - 4、4678 - 3、4717 - 1、4780 - 1、4780 - 3、4780 - 5、4780 - 6
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町大字釜淵字鶴下田366 - 1、820 - 2、字権現堂827 - 34
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡大蔵村大字南山字桜峠1898 - 9、1898 - 27、1898 - 50、1898 - 55、1904 - 1、4313 - 3
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡大蔵村大字南山字寒風田433 - 8（次の図に示す部分に限る。）433 - 20、433 - 21、433 - 24
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡大蔵村大字南山字平林山2082 - 2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡鮭川村大字向居字浦山1000 - 1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡鮭川村大字曲川字滝ノ沢954 - 1 から954 - 3 まで、954 - 6、3949 - 1、3949 - 2、3949 - 4、3961

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は択伐による。

字滝ノ沢954 - 2、954 - 3、954 - 6、3949 - 1、3949 - 4

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡鮭川村大字中渡字小和田1620、字檜山2304 - 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は択伐による。

字小和田1620

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡戸沢村大字角川字芋畑 8 - 13、2751 - 1、2751 - 2、2751 - 4、2751 - 6、3634、3671、3672 - 2、3673から3677まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第615号

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第17条の2第1項の規定により広告景観モデル地区を次のとおり指定し、広告物景観風致維持基準及び広告物景観形成基準は、平成20年7月1日から適用する。

平成20年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 広告景観モデル地区の名称及び区域

- (1) 名称 美咲町・シンボルロード広告景観モデル地区
- (2) 区域 鶴岡市美咲町の一部の区域

2 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

鶴岡市は、広く平野部から烏海山や月山を見通せる景観特性を有している。

当該モデル地区は、山形自動車道鶴岡インターチェンジと鶴岡市街地を結ぶ鶴岡西部土地区画整理事業区域のシンボルロードの沿道に位置している。

この地区は、鶴岡市街地の陸の玄関口であることから、周辺環境と調和のとれた秩序あるまちなみ景観を創出するため、地区計画を運用し、合わせて屋外広告物の乱立防止の取り決め等からなるまちづくり協定をその区域内権利者により締結、運用し、良好なまちなみ景観の創出を推進している区域である。

本地区において今後もその景観特性が保全されるように、モデル地区に指定し、周辺環境と調和のとれた魅力あるまちなみ景観を創出できる広告物の掲出を目指すものである。

そのため、ゆとりとやすらぎのある市街地創出を目指し、広告物の大きさ、高さ、色彩、数等について、規制や誘導を行い、良好な景観形成を図るものである。

3 良好な景観を形成し、又は風致を維持するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する規制の基準（以下「広告物景観風致維持基準」という。）及び良好な景観を形成するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する誘導の基準（以下「広告物景観形成基準」という。）

| 種 類     | 広告物景観風致維持基準                                                                                                                                                                                                                     | 広告物景観形成基準                                                                                        |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通事項    | (1) 自己の氏名、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、居所又は事業所若しくは営業所及び施設に表示するものに限ること。<br>(2) 自己の住居、店舗又は事務所若しくは営業所及び施設の敷地外に突出しないこと。<br>(3) 特殊装置広告は、掲出できないこと。<br>特殊装置広告：ネオンサイン、イルミネーション及び電光掲示板等                                      |                                                                                                  |
| 建 植 広 告 | (1) 表示面積が一面30平方メートル以下であること（数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする。）<br>(2) 高さ15メートル以下であること。<br>(3) 道路境界から1メートル以内かつ高さ2.5メートル以内への表示はできないこと。<br>(4) 敷地又は土地が道路に接する1辺の長さが100メートル以下の場合には沿道に1個、100メートルを超える場合は50メートルを超えるごとに1辺当たり1個追加して表示できること。 | (1) 基調となる色は落ち着いた色彩にすること。<br>(2) 白黒を除き3色以内（写真を除く。）とすること。<br>(3) 周辺環境と調和 <sup>(注)</sup> した色彩にすること。 |

|      |                        |                                                                                                                                                                                                                |                                                                                |
|------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 壁面利用 | 1 広告板<br>(2に掲げるものを除く。) | (1) 表示面積が一面30平方メートル以下であること(数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする。)<br>(2) 表示面積の合計が1壁面につき60平方メートル以下であること。<br>(3) 表示面積の合計が当該壁面積の3分の1以下であること。<br>(4) 垣又は柵を利用する場合は、高さ1.5メートル以下かつ表示面積が3平方メートル以下、1辺に1個とすること。               | (1) 基調となる色は落ち着いた色彩にすること。<br>(2) 白黒を除き3色以内(写真を除く。)とすること。<br>(3) 壁面と調和した色彩にすること。 |
|      | 2 広告板<br>(壁面から突出するもの)  | (1) 表示面積が一面30平方メートル以下であること。<br>(2) 建物の上端を超えないこと。                                                                                                                                                               | (1) 基調となる色は落ち着いた色彩にすること。<br>(2) 白黒を除き3色以内(写真を除く。)とすること。<br>(3) 壁面と調和した色彩にすること。 |
| 屋外利用 | 広告板<br>広告塔             | (1) 一面の表示面積が当該建物の最大壁面の3分の1以下であること。<br>(2) 表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の3分の1以下であること。<br>(3) 地上から広告物上端までの高さが25メートル以下で、建物の高さの2分の1以下であること。<br>(4) 広告塔又は広告板のどちらか一方とすること。<br>(5) 広告塔は1個、広告板は1辺に1個とすること。<br>(6) 建物の端から突出しないこと。 | (1) 基調となる色は落ち着いた色彩にすること。<br>(2) 白黒を除き3色以内(写真を除く。)とすること。<br>(3) 壁面と調和した色彩にすること。 |
|      |                        | 共通のもの                                                                                                                                                                                                          | 広告幕<br>広告旗                                                                     |

注) 鶴岡市景観計画(平成20年5月鶴岡市告示第332号)のうち、美咲町シンボルロード地区の建築物に係る景観形成基準に定める色彩を基本とする。

山形県告示第616号

山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成20年6月27日

山形県知事 齋藤 弘

1 利用料金

| 区 分                 | 単 位                          | 金 額                  |                               |
|---------------------|------------------------------|----------------------|-------------------------------|
|                     |                              | アマチュアスポーツに使用する<br>場合 | アマチュアスポーツ以外の用途<br>に使用する<br>場合 |
| 山形県総合運動公園<br>テニスコート | 夜間照明施設<br>テニスコート1面の照明30分間につき | 360円                 |                               |

2 適用期間

平成20年7月1日から平成21年3月31日まで

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成20年6月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地            | 届出年月日         |
|-------------|--------|----------|-----------------------|---------------|
| いとう護国後援会    | 片桐謙二   | 後藤孝二     | 天童市大字道満256            | 平成<br>20.4.30 |
| もりた信明を支援する会 | 松田修    | 齋藤實      | 西置賜郡小国町大字あけぼの二丁目7番12号 | 同             |

山形県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成20年6月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

政 党

| 政治団体の名称         | 異動事項       | 内 容      |             | 届出年月日         |
|-----------------|------------|----------|-------------|---------------|
|                 |            | 新        | 旧           |               |
| 自由民主党山形県新庄市第一支部 | 主たる事務所の所在地 | 新庄市升形549 | 新庄市千門町2番26号 | 平成<br>20.3.14 |
| 日本共産党置賜地区委員会    | 会計責任者      | 岩本康嗣     | 齋藤祐一        | 同<br>3.31     |
| 自由民主党山形県最上郡第一支部 | 会計責任者      | 佐藤忠吉     | 高橋寿男        | 同<br>4.8      |
| 自由民主党山形県支部連合会   | 会計責任者      | 今井榮喜     | 平弘造         | 同<br>5.14     |

その他の政治団体

| 政治団体の名称     | 異動事項  | 内 容  |      | 届出年月日         |
|-------------|-------|------|------|---------------|
|             |       | 新    | 旧    |               |
| 白根沢澄子後援会    | 会計責任者 | 岩本康嗣 | 齋藤祐一 | 平成<br>20.3.31 |
| 山形県民社協会山形支部 | 代表者   | 渡辺祐二 | 伊藤博夫 | 同<br>4.16     |
|             | 会計責任者 | 舘内悟  | 菊地誠  |               |

|                          |            |              |               |           |
|--------------------------|------------|--------------|---------------|-----------|
| 北村山地区医師連盟                | 代 表 者      | 小 室 淳        | 清 治 邦 夫       | 同         |
|                          | 会 計 責 任 者  | 江 口 儀 太      | 阿 部 貞 義       | 4.18      |
| 山形県商工政治連盟                | 主たる事務所の所在地 | 山形市春日町1番地22号 | 山形市深町三丁目2番11号 | 同<br>4.22 |
| 鶴岡地区医師連盟                 | 会 計 責 任 者  | 横 山 靖        | 中 里 純         | 同<br>5.13 |
| 小野精一後援会                  | 代 表 者      | 加 藤 功        | 小 嶋 四 平       | 同<br>5.16 |
|                          | 会 計 責 任 者  | 小 野 広 昭      | 加 藤 友 四 朗     |           |
| とうご宗次後援会                 | 会 計 責 任 者  | 藤 後 宗 之      | 長 谷 川 義 博     | 同<br>5.20 |
| みんなで未来を創る会<br>(尾形みち子後援会) | 会 計 責 任 者  | 柴 田 ま つ 子    | 庄 司 あ け 美     | 同<br>5.21 |

## 山形県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成20年6月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷

誠

(資金管理団体)(その他の政治団体) 単位：円

| 政治団体の名称                                  | 青柳仁士政経一心会 | 市職員OB・OGで「大久保利之氏を励ます会」 | いとう護国後援会 |
|------------------------------------------|-----------|------------------------|----------|
| 報告年月日                                    | 20. 4.17  | 20. 3. 6               | 20. 4.30 |
| 収入総額                                     | 0         | 73,749                 | 10,328   |
| 前年繰越額                                    | 0         | 73,749                 | 10,328   |
| 本年収入額                                    | 0         | 0                      | 0        |
| 支出総額                                     | 0         | 70,000                 | 0        |
| 本年収入の内訳                                  |           |                        |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |           |                        |          |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0         | 0                      | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |           |                        |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |           |                        |          |
| 政党匿名寄附                                   |           |                        |          |
| 事業収入(内訳別掲)                               |           |                        |          |
| 交付金収入                                    |           |                        |          |
| 借入金(内訳別掲)                                |           |                        |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |           |                        |          |
| 支出の内訳                                    |           |                        |          |
| 経常経費                                     | 0         | 0                      | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |           |                        |          |
| 政治活動費                                    | 0         | 70,000                 | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0         | 70,000<br>0            | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |           |                        |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |           |                        |          |
| 資産等の有無                                   | 無         | 無                      | 無        |

青柳仁士政経一心会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

青 柳 仁 士

資金管理団体の届出に係る公職の種類

天童市議会議員

## 山形県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により提出のあった平成19年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成20年6月27日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

（資金管理団体）（その他の政治団体）

単位：円

| 政治団体の名称                          | 貢友会       | 松田貢後援会    | 市職員OB・OGで「大久保利之氏を励ます会」 | 田辺省二後援会   |
|----------------------------------|-----------|-----------|------------------------|-----------|
| 報告年月日                            | 20. 2. 19 | 20. 2. 19 | 20. 3. 6               | 20. 3. 19 |
| 収入総額                             | 124,564   | 329,314   | 3,749                  | 2,119,033 |
| 前年繰越額                            | 124,415   | 328,927   | 3,749                  | 888,792   |
| 本年収入額                            | 149       | 387       | 0                      | 1,230,241 |
| 支出総額                             | 68,203    | 0         | 0                      | 2,102,667 |
| 本年収入の内訳                          |           |           |                        |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）             |           |           |                        |           |
| 寄附（内訳別掲）                         | 0         | 0         | 0                      | 600,000   |
| 個人分<br>（うち特定寄附）                  |           |           |                        |           |
| 団体分<br>政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの） |           |           |                        | 600,000   |
| 政党匿名寄附                           |           |           |                        |           |
| 事業収入（内訳別掲）                       |           |           |                        |           |
| 交付金収入                            |           |           |                        |           |
| 借入金（内訳別掲）                        |           |           |                        |           |
| その他の収入（内訳別掲）                     | 149       | 387       |                        | 630,241   |
| 1件10万円未満のもの                      | 149       | 387       |                        | 78,991    |
| 支出の内訳                            |           |           |                        |           |
| 経常経費                             | 0         | 0         | 0                      | 1,090,555 |
| 人件費                              |           |           |                        | 500,000   |
| 光熱水費                             |           |           |                        |           |
| 備品・消耗品費                          |           |           |                        | 121,305   |
| 事務所費                             |           |           |                        | 469,250   |
| 政治活動費                            | 68,203    | 0         | 0                      | 1,012,112 |
| 組織活動費                            | 41,803    |           |                        | 231,254   |
| 選挙関係費                            |           |           |                        | 551,250   |
| 事業費                              | 0         | 0         | 0                      | 180,600   |
| 機関紙発行事業費                         |           |           |                        |           |
| 宣伝事業費                            |           |           |                        | 180,600   |
| パーティー事業費                         |           |           |                        |           |
| その他の事業費                          |           |           |                        |           |
| 調査研究費                            | 26,400    |           |                        | 49,008    |
| 寄附・交付金                           |           |           |                        |           |
| その他の経費                           |           |           |                        |           |
| 資産等の有無                           | 無         | 無         | 無                      | 無         |

(その他の政治団体) 単位: 円

|                                          |           |
|------------------------------------------|-----------|
| 政治団体の名称                                  | 水戸論はげます会  |
| 報告年月日                                    | 20. 5. 21 |
| 収入総額                                     | 72,400    |
| 前年繰越額                                    | 0         |
| 本年収入額                                    | 72,400    |
| 支出総額                                     | 72,400    |
| 本年収入の内訳                                  |           |
| 個人の党費・会費 金額                              | 72,400    |
| 員数(人)                                    | 48        |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |           |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |           |
| 政党匿名寄附                                   |           |
| 事業収入(内訳別掲)                               |           |
| 交付金収入                                    |           |
| 借入金(内訳別掲)                                |           |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |           |
| 支出の内訳                                    |           |
| 経常経費                                     | 0         |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |           |
| 政治活動費                                    | 72,400    |
| 組織活動費                                    | 72,400    |
| 選挙関係費                                    |           |
| 事業費                                      | 0         |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |           |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |           |
| 資産等の有無                                   | 無         |

## 貢友会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

松田 貢

資金管理団体の届出に係る公職の種類

金山町長

田辺省二後援会

その他の収入

摘要

金額

|                  |          |            |
|------------------|----------|------------|
| 事務所借上げ料          | 551,250円 |            |
| 寄附の内訳<br>（政治団体分） |          |            |
| 寄附者の名称           | 金額       | 主たる事務所の所在地 |
| 田辺省二政治研究会        | 600,000円 | 鶴岡市        |

## 山形県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成20年6月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## その他の政治団体

| 政治団体の名称                | 代表者の氏名  | 解散年月日       |
|------------------------|---------|-------------|
| 林歳幸後援会                 | 林 利 則   | 平成19. 9. 1  |
| 青柳仁士政経一心会              | 青 柳 仁 士 | 平成19. 9. 30 |
| 阿部為吉後援会                | 堀 敏 男   | 平成19.12.30  |
| いとう護国後援会               | 片 桐 元 吉 | 平成19.12.31  |
| くどうきんやを励ます会            | 工 藤 孝 義 | 平成19.12.31  |
| 市職員OB・OGで「大久保利之氏を励ます会」 | 小 関 薫   | 平成20. 3. 6  |
| 田辺省二後援会                | 大 川 孝   | 平成20. 3. 31 |
| 水戸論はげます会               | 大 山 松 一 | 平成20. 4. 30 |
| 貢友会                    | 松 田 貢   | 平成20. 5. 26 |
| 松田貢後援会                 | 佐 藤 俊 蔵 | 平成20. 5. 26 |

## 山形県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により提出のあった平成19年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成20年6月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## (その他の政治団体)

単位:円

| 政治団体の名称                                  | 青柳仁士政経一<br>心会 | いとう護国後援<br>会 | 阿部為吉後援会  | くどうきんやを<br>励ます会 |
|------------------------------------------|---------------|--------------|----------|-----------------|
| 報告年月日                                    | 20. 4.17      | 20. 4.30     | 20. 5.14 | 20. 5.21        |
| 収入総額                                     | 0             | 10,328       | 0        | 1,420           |
| 前年繰越額                                    | 0             | 10,328       | 0        | 1,420           |
| 本年収入額                                    | 0             | 0            | 0        | 0               |
| 支出総額                                     | 0             | 0            | 0        | 0               |
| 本年収入の内訳                                  |               |              |          |                 |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |               |              |          |                 |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0             | 0            | 0        | 0               |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |               |              |          |                 |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |               |              |          |                 |
| 政党匿名寄附                                   |               |              |          |                 |
| 事業収入(内訳別掲)                               |               |              |          |                 |
| 交付金収入                                    |               |              |          |                 |
| 借入金(内訳別掲)                                |               |              |          |                 |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |               |              |          |                 |
| 支出の内訳                                    |               |              |          |                 |
| 経常経費                                     | 0             | 0            | 0        | 0               |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |               |              |          |                 |
| 政治活動費                                    | 0             | 0            | 0        | 0               |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0             | 0            | 0        | 0               |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |               |              |          |                 |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |               |              |          |                 |
| 資産等の有無                                   | 無             | 無            | 無        | 無               |

(その他の政治団体) 単位：円

| 政治団体の名称                                  | 林歳幸後援会   |
|------------------------------------------|----------|
| 報告年月日                                    | 20. 5.22 |
| 収入総額                                     | 0        |
| 前年繰越額                                    | 0        |
| 本年収入額                                    | 0        |
| 支出総額                                     | 0        |
| 本年収入の内訳                                  |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |          |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |          |
| 政党匿名寄附                                   |          |
| 事業収入(内訳別掲)                               |          |
| 交付金収入                                    |          |
| 借入金(内訳別掲)                                |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |          |
| 支出の内訳                                    |          |
| 経常経費                                     | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |          |
| 政治活動費                                    | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |          |
| 資産等の有無                                   | 無        |

山形県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により提出のあった平成20年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成20年6月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

## (資金管理団体)(その他の政治団体)

単位:円

| 政治団体の名称                          | 貢 友 会    | 市職員OB・OGで「大久保利之氏を励ます会」 | 田辺省二後援会  | 水戸論はげます会 |
|----------------------------------|----------|------------------------|----------|----------|
| 報告年月日                            | 20. 5.30 | 20. 3. 6               | 20. 4.30 | 20. 5.21 |
| 収入総額                             | 56,461   | 3,749                  | 16,366   | 0        |
| 前年繰越額                            | 56,361   | 3,749                  | 16,366   | 0        |
| 本年収入額                            | 100      | 0                      | 0        | 0        |
| 支出総額                             | 0        | 0                      | 6,665    | 0        |
| 本年収入の内訳                          |          |                        |          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |          |                        |          |          |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0        | 0                      | 0        | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |          |                        |          |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |                        |          |          |
| 政党匿名寄附                           |          |                        |          |          |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |                        |          |          |
| 交付金収入                            |          |                        |          |          |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |                        |          |          |
| その他の収入(内訳別掲)                     | 100      |                        |          |          |
| 1件10万円未満のもの                      | 100      |                        |          |          |
| 支出の内訳                            |          |                        |          |          |
| 経常経費                             | 0        | 0                      | 6,665    | 0        |
| 人件費                              |          |                        |          |          |
| 光熱水費                             |          |                        |          |          |
| 備品・消耗品費                          |          |                        |          |          |
| 事務所費                             |          |                        | 6,665    |          |
| 政治活動費                            | 0        | 0                      | 0        | 0        |
| 組織活動費                            |          |                        |          |          |
| 選挙関係費                            |          |                        |          |          |
| 事業費                              | 0        | 0                      | 0        | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |          |                        |          |          |
| 宣伝事業費                            |          |                        |          |          |
| パーティー事業費                         |          |                        |          |          |
| その他の事業費                          |          |                        |          |          |
| 調査研究費                            |          |                        |          |          |
| 寄附・交付金                           |          |                        |          |          |
| その他の経費                           |          |                        |          |          |
| 資産等の有無                           | 無        | 無                      | 無        | 無        |

(その他の政治団体) 単位: 円

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| 政治団体の名称                   | 松田貢後援会   |
| 報告年月日                     | 20. 5.30 |
| 収入総額                      | 329,577  |
| 前年繰越額                     | 329,314  |
| 本年収入額                     | 263      |
| 支出総額                      | 0        |
| 本年収入の内訳                   |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)      |          |
| 寄附(内訳別掲)                  | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)           |          |
| 団体分                       |          |
| 政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |
| 政党匿名寄附                    |          |
| 事業収入(内訳別掲)                |          |
| 交付金収入                     |          |
| 借入金(内訳別掲)                 |          |
| その他の収入(内訳別掲)              | 263      |
| 1件10万円未満のもの               | 263      |
| 支出の内訳                     |          |
| 経常経費                      | 0        |
| 人件費                       |          |
| 光熱水費                      |          |
| 備品・消耗品費                   |          |
| 事務所費                      |          |
| 政治活動費                     | 0        |
| 組織活動費                     |          |
| 選挙関係費                     |          |
| 事業費                       | 0        |
| 機関紙発行事業費                  |          |
| 宣伝事業費                     |          |
| パーティー事業費                  |          |
| その他の事業費                   |          |
| 調査研究費                     |          |
| 寄附・交付金                    |          |
| その他の経費                    |          |
| 資産等の有無                    | 無        |

貢 友 会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

松 田 貢

資金管理団体の届出に係る公職の種類

金山町長

## 山形県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成20年6月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名 | 指定取消年月日   |
|------------------------|---------|-----------|-----------------|--------|-----------|
| 青柳仁士                   | 天童市議会議員 | 青柳仁士政経一心会 | 天童市久野本一丁目5-34   | 青柳仁士   | 平成19.9.30 |
| 松田貢                    | 金山町長    | 貢友会       | 最上郡金山町大字金山120-1 | 松田貢    | 平成20.5.26 |

## 監査委員関係

### 告 示

## 山形県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年6月27日

山形県監査委員 田 澤 伸 一  
山形県監査委員 吉 田 明  
山形県監査委員 安 孫 子 昂 也  
山形県監査委員 濱 田 宗 一

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所  
齋藤 禎治 千葉県浦安市当代島一丁目20番2-401 ヴィラアデュサム  
吉沢 公人 山形市七日町五丁目13番23号 V E S T A 七日町302  
高橋 和典 山形市城西町五丁目12番32号  
尾形 吉則 山形市小立一丁目4番19号
- 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成20年6月27日から平成21年3月31日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成20年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 申請のあった年月日  
平成20年6月13日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名 称  
特定非営利活動法人 ほほえみサービス米沢
  - 代表者の氏名  
柴田 信子
  - 主たる事務所の所在地

米沢市大町三丁目4番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、本会は、「ほほえみとまごころ」をスローガンに、助け合いの精神を基に、一般市民を対象に、サービスを必要とする人とサービスができる人とが、共に協力しあって、創造的な福祉サービスを提供し、享受され、地域コミュニティづくりへと広がりを持ちつつ、生きがいのある福祉社会を形成していくことをもって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、バイブレーション血管造影X線診断装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年6月27日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形県新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階大会議室

(2) 日 時 平成20年8月7日（木） 午後1時30分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 バイブレーション血管造影X線診断装置 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成20年11月28日（金）

(4) 納入場所 山形県立新庄病院

(5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び2項各号に規定するものに該当しないこと。

(2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(6) 9の(1)により提出された製作仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形県新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課用度係 電話番号0233(22)5525

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(4)及び(5)に係る事項を証する書類及び本件入札物件に係る製作仕様書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を平成20年7月24日（木）午後3時までに契約事務を担当する部局に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、開札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased : Bi-Plane Angiography System Quantity : 1
- (2) Time-limit for tender : 1:30 PM , August 7, 2008
- (3) Contact point for the notice : Medical Management Division, Shinjo Prefectural Hospital , 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi , Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会委員長から、平成20年5月9日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成20年6月27日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 田 | 澤 | 伸 | 一 |
| 山形県監査委員 | 吉 | 田 |   | 明 |
| 山形県監査委員 | 安 | 孫 | 子 | 昂 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

| 監査対象機関            | 指 摘 事 項                            | 措 置 の 内 容                                                     |
|-------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 産業技術短期大学<br>学校庄内校 | 随意契約の要件に該当しないものがある。                | 今後、契約の締結にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、適正な事務処理に努めてまいります。               |
| 長井工業高等学校          | 授業料の減免に係る事務において、調定手続きを行っていないものがある。 | 授業料減免に係る調定について、事務処理が漏れることのないよう、複数職員での確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。 |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子計算機の賃貸借及び保守の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年6月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部501会議室（5階）
- (2) 日 時 平成20年8月6日（水）午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び役務の名称並びに数量  
電子計算機の賃貸借及び保守 一式
- (2) 調達をする物品及び役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成21年1月1日から平成24年12月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価のうち、3か月分の賃借額に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算

した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成20年1月29日付け山形県公報第1912号)により公示された資格を有すること。
- (4) 過去5か年の間に国、地方公共団体又は都道府県警察本部に当該賃貸物品と同様又は同等の物品等を一括納入した実績があることを証明できること。
- (5) 納入仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課 電話番号023(626)0110

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(4)及び(5)に係る証明書、納入仕様書その他必要な書類(以下「納入仕様書等」という。)を平成20年7月22日(火)午後2時までに山形県警察本部警務部情報管理課に提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出の予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured : Lease and maintenance service of the computers : 1 set
- (2) Time-limit for tender : 1:30 PM, August 6, 2008
- (3) Contact point for the notice : Information Management Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8577 Japan, TEL 023-626-0110